PARALEGAL

ある法律事務所職員の体験から

最近の実務の変化に思うこと

入所した頃、地裁ごとに何で書式が違うのか嘆いたことがあった。また、ルーティンワークと言っても、いつの間にか書式や手続きが変わっていることもある。私はまだ入所3年目なので、それほど多くを経験しているわけではないが、先輩事務局に聞くとやはり変化に戸惑うことも多いとのこと。先輩に今までの経験や、今後の希望する変化などについて聞き取りをしてみた。

法律事務所職員 金子 しず江

とまどいの変化 (裁判所関係)

裁判所によって実務が異なるのは、ある意味仕方のないことだと思うが、同じ裁判所でも細かな実務の取扱は、ある日突然変わることがあり、「今までのやり方と違う」ということで、私たち事務員は結構まごつくことがある。

最近ある裁判所では、書面に訂正がある時に、今までは差替えで行っていたものが、訂正申立を求められたり、追完書類を提出するにあたり「以下の書類を追完する」旨の頭書きを求められたりすることもある。裁判所が原則どおりに実務を変更したのか、書記官が変わったからなのか、その点はよく分からないが、急いでいるときはちょっと戸惑う。最初から間違いや追完書類がないようにするのがもちろん一番だとは思うけれど…。

また、裁判所や弁護士会のホームページに書式がアップされ、大変便利になったが、疑問があり連絡しても「とにかく、ネットを見てそのとおりにして下さい」と言われてしまうことがある。内容が同じでも裁判所の作成した書式のとおりでないと訂正を求められたりもして、その都度弁護士に判断を仰ぐことになる。便利になったが、あまりにもマニュアル化されすぎているようにも思う。

大変ありがたい変化と 希望すること (弁護士会)

この頃, 弁護士会では郵送で対応してもらえる業務 が増えた。

まず、「弁護士法23条の2に基づく照会」が郵送でできるようになった。八王子市に事務所があるため、窓

口に行かずに済むのは、大変ありがたい変化だった。また、二弁では弁護士の印鑑証明も郵送で取り寄せられるようになった。是非、東弁もお願いしたい。弁護士会には、他にも、会議室の利用料が振込みでできるようにして欲しいことや、職務上請求を郵送で購入できるようにして欲しいことなどを希望する声があった。

その他、業務に関係した変化(法務局)

一番変化の大きいのは法務局の実務。登記がコンピュータ化され、事務所に居ながら全国の登記簿が閲覧でき、登記事項証明書もネットで請求できる。本当に便利になった。しかしコンピュータも万能ではない。何らかの事情で目的の登記簿が見つからずに、あるはずの不動産、あるはずの会社なのに登記事項証明書がすんなり取れないこともある。不動産の場合、実際には事情があって未だにコンピュータ化されない登記簿もあるのだが、そのことを知らない窓口担当者もいて、こうなると逆に探してもらうのに大変な労力が必要になる。

実は法務局の登記事務の証明等の事務は、現在市場化テストで民間委託され、しかも競争入札の関係で、従来登記事務に携わったことのない会社も新たに参入してきているので、担当者が登記実務に不慣れなこともある。コンピュータ化され誰でもできそうなのだが、少し問題が生じればやはり登記の知識も必要になるので、話が通じず窓口で困ることもある。業務上不便も感じる、大変残念な変化でもある。

以上, 色々な変化を聞き取って書いた。愚痴のようでもあるが, でも色々と言って, 良い変化が起こってくれればありがたいと思っている。